

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第22号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第3条 <u>条例第4条第1項に規定する人事委員会規則で定める報酬は、その名称が報酬、給料、賃金、手当、賞与その他いかなるものであるかを問わず、派遣先の勤務の対価として支給されるもののうち、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものとする。</u></p>	<p>（一般の派遣職員の給与の特例）</p> <p>第3条 <u>一般の派遣職員（条例第4条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該職員の給料、扶養手当及び住居手当の月額合計額（以下「職員としての給与」という。）に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（報酬が月額以外で定められている場合にあっては、その額を月額に換算した額）との合計額（以下「報酬等の月額」という。）が、職員としての給与と当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額合計額（派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあっては、当該合計額に当該一般の派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額）との合計額（以下</u></p>

「基準月額」という。)を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支給割合
100分の5以上100分の10未満	100分の75
100分の10以上100分の15未満	100分の80
100分の15以上100分の20未満	100分の85
100分の20以上100分の25未満	100分の90
100分の25以上100分の30未満	100分の95
100分の30以上	100分の100

2. 条例第4条第1項に規定する人事委員会規則で定める給与は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)に規定する俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当(在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当に限る。)とする。

3. 一般の派遣職員(条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)に支給する給料、扶養手当、住居手当及び期末手当の額は、これらの給与の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た割合(100分の100を超えるときは100分の100とし、100分の1未満の端数があるときはその端数を切り捨てた割合)を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 外務職員給与年額(条例第4条第1項に規定する外務職員給与年額をいう。以下同じ。)から報酬年額(条例第4条第1項に規定する報酬年額をいう。)を減じた額

(2) 当該一般の派遣職員が派遣の期間の初日(以下「派遣日」という。)の前日において受けていた給料、扶養手当及び住居手当の月額を基礎として算定したこれらの給与の年額並びに期末手当の年額の合計額

4. 外務職員給与年額の算定に当たっては、当該一般の派遣職員は、勤務成績が良好な外務職員(外務公務員法(昭和27年法律第41号)第2条第5項に規定する外務職員をいう。)に該当するものとして、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第8条第5項の規定により昇給し、同法第19条の7第1項の規定により勤勉手当の支給を受けるも

のとする。

5 第3項の規定を適用する場合において、第1項に規定する報酬又は第2項に規定する給与の額が外国の通貨で定められているときは、派遣日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算するものとする。

6 条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該更新の日以後に支給する給料、扶養手当、住居手当及び期末手当の額は、当該更新の日を派遣日とみなして前3項の規定を適用して得た額とする。

7 第3項及び前項の規定にかかわらず、一般の派遣職員の派遣の期間中において人事委員会が特に必要があると認めるときは、第3項に規定する割合を変更することができる。

2 前項に規定する住居手当の月額は、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。

3 前項の規定は、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が外国の通貨で定められている場合について準用する。

4 条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして前3項の規定を適用して得た額とする。

5 第1項又は前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、一般の派遣職員の派遣の期間中において人事委員会が特に必要があると認めるときは、変更することができる。

#### 附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。